

30消安第2895号

平成30年9月26日

一般社団法人 全国植物検疫協会
会長 花島 陽治 殿

農林水産省消費・安全局長



ペルー産うんしゅうみかんの生果実に関する植物検疫実施細則の制定について

今般、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）別表2の付表第六十五の規定に基づき、ペルーから発送されるうんしゅうみかんの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成30年9月26日農林水産省告示第2131号）が施行されたことに伴い、「ペルー産うんしゅうみかんの生果実に関する植物検疫実施細則」を別紙のとおり制定したのでお知らせします。

については、このことについて貴協会関係者への通知方お願いします。